

原規規発第2008214号
令和2年8月21日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿

原子力規制委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更〔STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更〕について

令和元年12月25日付け令01原機（安）008（令和2年6月15日付け令02原機（安）004をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第1項の規定に基づき、許可します。